

整理番号	不開示が妥当な部分
1	なし
2	なし
3	なし
4	①「3 建替えに向けた課題の整理」の「医師の継続的な確保」の方策を記載した部分（ただし、「平成 24 年 1 月以降、」の記載は開示が妥当） ②【新病院（方向性）】と表題がついた部分に記載されている「建設場所」の地名
5	①上段の表の「24 予算」から「33 年度」までの欄の金額等が記載された部分 ②上段の表の「年度」記載欄に「→」で結ばれている表中にある金額 ただし、「八幡病院移転費用」、「旧八幡病院解体費」の金額は開示が妥当 ③下段の表の移転新築事業費の「計」及び内訳項目のうち「旧病院分企業債の繰上償還費 *H14 以前許可分」の事業費 ④下段の表の「企業債元利償還金等」の 25 年度から 33 年度までの欄の金額等（空欄も含む）が記載された部分
6	①A3 判左頁に記載されている候補地（6ヶ所）が特定されることになる「地名」、「地区名」（ただし、(1) から (6) まで並びに「市有地」及び「民有地」と記載された箇所は開示が妥当） ②A3 判右頁に記載されている「(2) 他の総合病院との競合関係」に関する記述（ただし、文頭の「○」は開示が妥当）
7	①候補地が特定される地名、地区名（ただし、地名又は地区名の左部に記載された「A」から「F」の文字は開示） ②各候補地に設置している又は設置していた公共施設名 ③各候補地の「基本情報」、「用地取得の難易度」、「他の病院との競合」、「療養環境」、「交通アクセス」、「その他特記事項」の項目に関する具体的な記述（検討項目名自体は開示が妥当） ただし、以下の記載は開示が妥当 ・「市有地」、「民有地」、「取得の可否不明」、「特に支障なし」と記載されている部分 ・検討項目について評価した「○」、「△」、「×」、「―」と記載されている部分 ・空欄部分については、空欄であることが分かるようにすることが妥当
8	文書の表題及び「資料 4-3」との記載を除く部分
9	文書の表題中、「八幡病院移転候補地・・・A」との記載及び「資料 4-4」との記載を除く部分
10	なし
11	なし
12	なし
13	なし
14	なし
15	なし
16	なし
17	なし
18	なし
19	なし
20	なし
21	なし
22	全て
23	全て

整理番号	不開示が妥当な部分
24	全て
25	全て
26	全て
27	なし
28	なし
29	なし
30	「3 議事概要」の出席者の発言内容が記載された部分
31	なし
32	なし
33	なし
34	なし
35	なし
36	なし
37	①上段の表の「25年度」から「35年度」までの欄の金額等が記載された部分（ただし、「―」との記載は除く） ②上段の表の「年度」欄に「→」で結ばれている表中にある金額（ただし、「八幡病院建設費用」、「医療器械購入」、「旧八幡病院解体費」の金額は開示が妥当） ③【経営見通し作成の前提条件】に記載されている金額
38	①移転新築事業費の「計」及び内訳項目のうち「旧病院分企業債の繰上償還費*H14以前許可分」の事業費 ②「企業債元利償還金等」の25年度から35年度までの欄の金額等（空欄も含む）が記載された部分
39	①上段の表の「25年度」から「35年度」までの欄の金額等が記載された部分。 ②上段の表の「年度」欄に「→」で結ばれている表中にある金額（ただし、「八幡病院建設費用」、「医療器械購入」、「旧八幡病院解体費」の金額は開示が妥当） ③【経営見通し作成の前提条件】に記載されている金額
40	①移転新築事業費の「計」及び内訳項目のうち「旧病院分企業債の繰上償還費*H14以前許可分」の事業費 ②「企業債元利償還金等」の25年度から35年度までの欄の金額等（空欄も含む）が記載された部分
41	なし
42	①候補地が特定される地名、地区名、人口 ②各候補地に設置している又は設置していた公共施設名 ③「市立八幡病院移転・建設候補地検討」と記載された右側の「・」で囲まれた枠内に記載された部分（ただし、「【凡例】」、「※1:」、「※2:」は開示が妥当） ④各候補地の「検討項目」及び「用地取得にあたっての課題」に関する具体的な記述 ただし、以下の記載は開示が妥当 ア 「市有地」、「特に支障なし」、「医療資源（急性期病院）欄」にある「※1」、「※2」、「八幡東区」、「八幡西区」と記載された部分 イ 検討項目について評価した「○」、「△」、「×」、「―」と記載された部分 ウ 文頭の「・」の記載
43	文書の表題、頁数及び「資料4-3」との記載を除く部分
44	全て
45	全て
46	全て

整理 番号	不開示が妥当な部分
47	「答弁要旨（項目別）」の（1）から（6）までの見出し部分を除く、答弁要旨が具体的に記載された部分（ただし、文頭の「○」「・」などの記載は、開示が妥当）
48	なし
49	なし
50	（6）の記載のうち「の場合の経営改善効果」の左側に記載されている部分（ただし、（6）の記載は開示が妥当）
51	<p>① 1 頁「1 条件整理」の欄にある候補地が特定されることになる地名、地区名、都市計画区域名、公共施設名など</p> <p>② 1 頁及び 2 頁に渡って記載されている「2 比較検討」表の最上段にある候補地が特定されることになる地名、公共施設名</p> <p>③ 1 頁「2 比較検討」表の「1 建築要件等を満たす用地の確保」の項のうち「必要な面積を確保できる」、「最大の面積を確保できる」との記載を除く部分</p> <p>④ 1 頁「2 健全な病院経営の維持」の項の上段の記載すべて（ただし、文頭の「○」の記載は開示が妥当）</p> <p>⑤ 1 頁「2 健全な病院経営の維持」の項の下段の 3 行目 32 文字目から 4 行目 5 文字目まで、4 行目 20 文字目から同行 26 文字目まで</p> <p>⑥ 1 頁「3 政策医療の展開」の項の左欄の 1 行目 22 文字目から 2 行目最終文字まで、3 行目 2 文字目から同行 21 文字目まで、4 行目 8 文字目から同行 14 文字目まで</p> <p>⑦ 1 頁「3 政策医療の展開」の項の右欄の 2 行目 11 文字目から 3 行目最終文字まで、4 行目 11 文字目から 8 行目最終文字まで</p> <p>⑧ 2 頁「4 医療資源のバランス」の項の上段左欄の 2 行目 2 文字目から同行最終文字まで</p> <p>⑨ 2 頁「4 医療資源のバランス」の項の上段右欄の 3 行目 3 文字目から 4 行目最終文字まで</p> <p>⑩ 2 頁「5 交通アクセス」の項の上段左欄の 17 文字目から最終文字まで</p> <p>⑪ 2 頁「5 交通アクセス」の項の上段右欄の 2 行目 6 文字目から最終文字まで</p> <p>⑫ 2 頁「6 市民感情」の項の左欄及び右欄の記載すべて（ただし、文頭の「○」は除く）</p> <p>⑬ 2 頁「7 医療関係者の意見」の項の左欄及び右欄の記載すべて（ただし、文頭の「○」は除く）</p> <p>⑭ 2 頁「3 建設予定地」の記載のうち、2 行目 6 文字目から同行 14 文字目まで、2 行目 19 文字目から同行 25 文字目まで、5 行目 9 文字目から同行 15 文字目まで、5 行目 20 文字目から同行 28 文字目まで、6 行目 20 文字目から 26 文字目まで、6 行目 31 文字目から 7 行目 4 文字目まで、8 行目 13 文字目から 30 文字目まで、9 行目 1 文字目から 16 文字目まで、10 行目 10 文字目から 11 行目 9 文字目まで</p>
52	<p>① 表の最上段の候補地が特定されることになる地名、地区名、都市計画区域名及び公共施設名が記載された部分</p> <p>② 「7 医療関係者の意見」の項の記載すべて</p> <p>③ 「総合評価コメント」の項の 1 行目 42 文字目から同行 50 文字目まで、1 行目 55 文字目から同行 61 文字目まで、2 行目 46 文字目から同行 52 文字目まで、2 行目 57 文字目から同行 65 文字目まで、3 行目 20 文字目から同行 26 文字目まで、3 行目 31 文字目から同行 39 文字目まで、4 行目 16 文字目から同行 33 文字目まで、4 行目 39 文字目から同行 54 文字目まで、4 行目 79 文字目から 5 行目 24 文字目まで</p>

整理 番号	不開示が妥当な部分
5 3	<p>① 4 頁から 9 頁までの表の最上段にある候補地が特定されることになる地名、地区名、都市計画区域名、公共施設名などが記載された部分</p> <p>② 4 頁の「1 建築要件等を満たす用地の確保」の部「土地の基本情報」及び「新病院の建築規模」の款の各候補地の欄に記載された検討内容（ただし、「特になし」、「同左」、「同上」、「○」、「△」、「×」、「—」の記載は開示することが妥当）</p> <p>③ 5 頁の「1 建築要件等を満たす用地の確保」の部「用地取得の課題」の款の各候補地の欄に記載された検討内容（ただし、「用地取得の課題」の款「課題」の項の各候補地欄の欄に記載された「①」、「②」、「③」、「④」、「⑤」、「※」の記載は開示することが妥当）</p> <p>④ 5 頁の「1 建築要件等を満たす用地の確保」の部「評価コメント」の款の候補地欄の記載のうち、1 行目 2 文字目から同行 2 7 文字目まで、1 行目 4 6 文字目から同行 5 8 文字目まで、2 行目 1 6 文字目から同行 3 3 文字目まで、2 行目 3 9 文字目から同行 5 4 文字目まで、2 行目 7 9 文字目から 3 行目 3 0 文字目まで、4 行目 2 文字目から同行 8 文字目まで、4 行目 4 9 文字目から同行 6 1 文字目まで、4 行目 6 6 文字目から同行 6 9 文字目まで、4 行目 8 3 文字目から 5 行目 3 文字目まで</p> <p>⑤ 6 頁の「2 健全な病院経営の維持」の部「他病院との競合」の款の候補地 1 列目の欄中 2 行目 8 文字目から最終行最終文字まで、候補地 3 列目の欄中 2 行目 7 文字目から最終行最終文字まで、候補地 4 列目の欄中 2 行目 7 文字目から最終行最終文字まで</p> <p>⑥ 6 頁の「2 健全な病院経営の維持」の部「人口」の款「行政区」の項の候補地欄の記載のうち行政区名と人口を記載した部分</p> <p>⑦ 6 頁の「2 健全な病院経営の維持」の部「患者の居住地」の款「行政区」の項の候補地欄の記載のうち、候補地 1 列目の 3 行目及び 4 行目、候補地 3 列目の 3 行目から 5 行目まで（ただし、文頭の「○」の記載は開示が妥当）</p> <p>⑧ 6 頁の「2 健全な病院経営の維持」の部「患者の居住地」の款「圏域」の項の候補地欄の記載のうち、1 行目 5 4 文字目から同行 7 0 文字目、2 行目 3 文字目から同行 9 文字目まで</p> <p>⑨ 6 頁の「2 健全な病院経営の維持」の部「評価コメント」の款の候補地欄の記載のうち、1 行目 2 文字目から同行 5 文字目まで、1 行目 3 8 文字目から同行 4 1 文字目まで、1 行目 5 2 文字目から同行 6 0 文字目まで、3 行目 3 2 文字目から同行 4 8 文字目まで、3 行目 6 3 文字目から同行 6 9 文字目まで、5 行目の記載すべて（ただし、文頭の「○」は除く）</p> <p>⑩ 7 頁の「3 政策医療の展開」の部「救急医療」、「小児医療」及び「災害医療」の款の各候補地欄に記載された部分（ただし、「同左」、「○」、「△」の記載は開示が妥当）</p> <p>⑪ 7 頁の「3 政策医療の展開」の部「評価コメント」の款の候補地欄の記載のうち、1 行目 2 文字目から同行 5 文字目まで、1 行目 2 9 文字目から同行 5 9 文字目まで、1 行目 6 9 文字目から同行 7 5 文字目まで、2 行目 2 文字目から同行 5 文字目まで、2 行目 2 9 文字目から同行 3 6 文字目まで、2 行目 5 4 文字目から 3 行目最終文字まで</p> <p>⑫ 8 頁の「4 医療資源のバランス」の部「病床」の款の各候補地欄に記載されたもの（ただし、「4 医療資源のバランス」の部「病床」の款「5 k m 圏域の病床数」の項の候補地 1 列目、候補地 3 列目及び候補地 4 列目の 1 行目の記載、「4 医療資源のバランス」の部「病床」の款「5 k m 圏域の競合する病院の病床数」の項の候補地 1 列目、候補地 3 列目及び候補地 4 列目の 1 行目及び 2 行目の記載並びに「○」、「△」、「—」の記載は除く）</p> <p>⑬ 9 頁の「5 交通アクセス」の部「幹線道路」、「都市高速道路」、「J R 筑豊電鉄」及び「バス」の款の各候補欄に記載された部分（ただし、「○」、「△」、「同左」との記載は開示が妥当）</p> <p>⑭ 9 頁の「5 交通アクセス」の部「評価コメント」の款の候補地欄の記載のうち、2 6 文字目から 2 9 文字目まで</p>

整理 番号	不開示が妥当な部分
	⑮ 9 頁の「6 市民感情」及び「7 医療関係者の意見」の部の各候補地欄に記載された部分（ただし、「同左」、「○」、「△」の記載は開示が妥当）
5 4	全て
5 5	全て
5 6	全て
5 7	全て
5 8	全て
5 9	全て
6 0	表題、頁数及び「資料 5」との記載を除いた部分
6 1	① 文書の表題を記載した部分の 1 文字目から 5 文字目まで ② 「〈諸元〉」と書かれた下部の記載の 7 行目 1 0 文字目から同行 2 0 文字目まで、8 行目 8 文字目から同行 1 8 文字目まで ③ 「【診療圏 2 k m の場合】」と記載された下部の記載の 5 行目 2 文字目から同行 1 1 文字目まで、7 行目 2 文字目から同行 1 1 文字目まで、9 行目 2 文字目から同行 1 1 文字目まで
6 2	「2 建設候補地の圏域人口」の表の「場所／半径」の欄に記載されている地名など
6 3	八幡東区尾倉二丁目と記載され、距離に応じた患者数及び人口が記載された表の「人口」の欄の記載すべて
6 4	なし
6 5	① 候補地が特定されることになる記述 ② 右欄にある「病院名」、「区」、「距離」及び「病床数」の記載（ただし、「計」の欄の記載は開示が妥当）
6 6	なし
6 7	なし